

給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月16日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第10号

給料の特別調整額に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		1種	2種	3種	4種	5種	6種
知 事 の 事 務 部 局 以 外 の 出 先 機 関	[略]						知 事 の 事 務 部 局 以 外 の 出 先 機 関	[略]					
	[略]		[略]		[略]			[略]		[略]		[略]	
[略]							[略]						
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
組 織			職 員	組 織			職 員
[略]				[略]			
知 事 の 事 務 部 局	[略]			[略]			
	出 先 機 関	[略]		[略]			
		高等技術専門校		[略]		[略]	
		<u>職業能力開発センター</u>		<u>所長</u>		[略]	
		病虫害防除所		[略]		[略]	
[略]				[略]			

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。